

企業版ふるさと納税マッチング支援業務仕様書

1 業務名

企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2 業務の目的

地方自治体が行う地方創生事業に対し寄附を行った企業に、税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について、山梨県（以下「甲」という。）の地方創生の充実・強化を図るため、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業への働きかけを行い、寄附の獲得を目指すものである。

3 対象とする寄附

本業務の対象とする寄附は、現金による寄附に限るものとし、物品による寄附は含まないものとする。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

受託者（以下「乙」という。）は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を行うものとする。

（1）打合せ

甲と乙は、甲の地域再生計画、寄附を募集する事業、寄附の獲得に向けた方針等について情報共有を図るため、対面又はオンラインにより打合せを行う。

（2）企業への働きかけ

ア 乙は、本社が山梨県外に所在する企業への連絡、訪問、情報提供その他の働きかけを行い、企業版ふるさと納税の制度の概要、寄附を行った場合の企業のメリット、甲が寄附を募集する事業の概要等について説明するとともに、当該企業の意向を確認する。

なお、甲が直接働きかけを行う予定の企業及び甲に直接寄附の申し出があった企業については、これらの企業の一覧を甲から乙に提供するものとし、乙は、当該一覧に掲載された企業については働きかけを行わないものとする。

イ 乙は、企業への働きかけを行う場合において必要なときは、乙の負担により、企業への説明に用いるための資料を作成する。

（3）企業とのマッチング

乙は、働きかけを行った企業のうち、甲に寄附を行う意向がある企業について、当該企業の詳細を得た上で、当該企業の名称、連絡先、寄附の金額その他の必要な情報を甲に提供し、当該企業を甲に紹介する。

（4）甲に対するコンサルティング

乙は、甲に対し、甲が直接企業への働きかけを行う場合の具体的な方法、資料の作成その他の必要な事項に関し、指導、助言、情報提供その他のコンサルティングを行う。

6 業務の進捗報告

乙は、甲に対し、本業務の処理状況について定期的に報告を行うこと。特に、想定以上の寄附が見込まれることにより、委託料額が契約で定める上限を超過することが見込まれる場合は、速やかに報告を行うこと。

7 その他

- (1) 乙は、本業務の実施に当たっては甲と十分に協議、連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、甲が依頼する簡易な事項については、乙は、契約金額の範囲内で実施するよう努めること。
- (3) 本業務で作成した資料の内容（電子ファイルを含む。）の所有権や著作権は、原則として全て甲に帰属する。ただし、乙が従来から権利を有していた乙に固有の知識、技術等に関する権利については乙に留保するものとし、この場合、甲は当該権利を非独占的に使用できることとすること。
- (4) 乙は、本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。また、本業務の目的以外に利用してはならない。
- (5) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議してこれを定めるものとする。